HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	趣旨説明
Author(s)	東海林, 邦彦
Citation	北大法学論集, 54(2), 3-5
Issue Date	2003-05-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15208
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(2)_p3-5.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

趣旨説明

プロジェクト研究代表

東海林　邦彦

まずこのコンファレンスの趣旨、目的について説明させていただきたいと思います。

ライフサイエンスあるいはバイオテクノロジーといった、人間の生命あるいは人間の尊厳など倫理や法と直接接触するような場面の非常に多い科学や技術が展開を遂げていく中で、倫理的法的にこれらをどう制禦していくのかが大きな問題であるというのはご承知の通りです。

特に現代のバイオテクノロジーのここ数年来の目立った特徴として、次の点を指摘できます。

人体が、その主要な三つのフェーズ（すなわち、生殖のレベル、生まれて死ぬまでの生体のレベル、死体レベルの三つの主要なフェーズ）において、今や様々な資源的価値を持つようになりました。以前から、とくに死体レベルでは中絶胎児の問題や移植の議論など部分的には議論されていました。しかし現在では、ご存じの通り生殖のレベル（精子卵子といった配偶子や、受精卵、胚、胎児などが、不妊「治療」のレベルではいうまでもなく、様々な研究開発あるいは臨床医療、新薬開発等の産業的利用において価値を持つようになってきていることは否定できません）はもちろん、遺伝子、細胞組織、臓器などのレベルでの生体、更にまた死体、の三つのフェーズにおいて、物理的化学的な価値と情報としての価値という二つの価値的な側面における「資源」としての利用にまで議論は広がってきておりま

す。

つまり人為的生殖技術、体外受精等の補助的生殖操作、遺伝子工学技術の進展、あるいは、とりわけ近時における再生医療の展開など、先端的な生命科学、医療技術の進展の中で、かつて臓器移植で議論されたり、あるいは体外受精で胚の法的地位が問題なったのとは質的にも量的にも違った人体利用の局面を、我々は迎えているのではないでしょうか。

いずれにしてもそういった中で、特に特許制度はもっとも困難な問題を投げかけている印象があります。科学技術の知見に対して、あるいはそのものに対して排他的独占的な権利を付与することによって、科学技術のイノベーションや経済産業の発展に資するという特許制度の持っている要請と、情報や知識を全員で共有し、研究を自由に展開してゆくという要請をどう両立させてゆくのかが問題となります。遺伝子特許やビジネスモデル、ソフトウェアの開発など、（特許というよりも）著作権をめぐる特にアメリカでの論議でも、非常に根元的な形で知的財産法制の存在理由、レゾンデートルに関わる問題が提起されているわけですが、バイオテクノロジーについても同じようなことが言えると思います。

しかもバイオテクノロジーの場合には、もう一つの問題の軸として、生命倫理、公序良俗との両立をどう図っていくのか、特許によるオーソライズと、生命倫理の問題とをどのように折り合いをつけ、どの程度制御できるのか、制御していくべきなのか、ということがあります。なかんずく今日のアメリカを中心としたグローバルな先端医療技術やバイオテクノロジーを巡るすさまじい熾烈な競争の中で、わが国でも、バイオテクノロジーの保護要請という政治的経済的な要請が一方ではあり、他方、研究現場はそのことで圧力をうけ、倫理的な問題でのルールを模索しているという印象があります。このように、バイオテクロノジーと特許制度という非常に高度の専門性を有する二領域について一定の理解の上に立った問題解決が要求されるという、非常に難しい状況に我々は立たされているわけです。

ただこのコンファレンスでは、あくまでも現場の、最先端の研究等で起きている問題状況と特許との絡みを、現状において正しく認識するということ――これ自体が非常に大変なことですが――を心がけたいと思います。つまり、評価や批判をする前に現状を正しく認識したいということです。その中から我々が目指している生命倫理基本法つまり、人体を法的倫理的にどう位置づけるかといった問題を、専門の方々からのプレゼンテーションを受けて、我々自身が主体的に受け止め整理して

ゆきたいと思います。そのような意味でも、本日のコンファレンスはあくまでも入門的総論的なものであるとご理解いただければと思います。